

当院は、厚生労働省の定める施設基準に基づき各種届出を行い、以下の加算を算定しております

- ・外来・在宅ベースアップ評価料( I )
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3
- ・一般名処方加算

## 【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当院では、質の高い医療を提供するため以下の体制を整備しており

令和8年6月より、電子的診療情報連携体制整備加算3を算定しております

### ■ 医療 DX 推進体制

- ・電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っております
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております
- ・オンライン資格確認システムを利用して取得した診療情報を、診察室や処置室で活用できます
- ・マイナポータルの医療情報に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております

### ■ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化のため、診療報酬明細書を無償で発行しております

## 【一般名処方加算について】

当院では、医薬品の安定供給および後発医薬品の使用促進に向けた取り組みとして、一般名処方(お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること)を行う場合があります

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります